

昭和四十六年総理府・通商産業省令第二号

水質汚濁防止法施行規則

水質汚濁防止法第五条、第六条、第七条、第十四条第一項及び第十八条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、水質汚濁防止法施行規則を次のように定める。

(用語)

第一条 この省令で使用する用語は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号。以下「法」という。）及び水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

(科学技術に関する研究等を行う事業場)

第一条の二 令別表第一第七十一号の二の環境省令で定める事業場は、次に掲げる事業場とする。

- 一 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）
- 二 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）
- 三 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前二号に該当するものを除く。）
- 四 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
- 五 保健所
- 六 検疫所
- 七 動物検疫所
- 八 植物防疫所
- 九 家畜保健衛生所
- 十 検査業に属する事業場
- 十一 商品検査業に属する事業場
- 十二 臨床検査業に属する事業場
- 十三 犯罪鑑識施設

(湖沼植物プランクトン等の著しい増殖をもたらすおそれがある場合)

第一条の三 燐に係る令第三条第一項第十二号の環境省令で定める場合は、燐を含む水が工場又は事業場から次に掲げる公共用水域に排出される場合とする。

- 一 水の滞留時間が四日間以上である湖沼（水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えること、特殊なダムは操作が行われることその他の特別の事情があるものを除く。）
- 二 次に掲げる算式により計算した値が一・〇以上である海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下この号において同じ。）その他の水が滞留しやすい海域

$$\sqrt{\frac{S \cdot D_1}{W \cdot D_2}}$$

(この式において、S、W、D₁及びD₂は、それぞれ次の値を表すものとする。

- S 当該海域の面積（単位 平方キロメートル）
 - W 当該海域と他の海域との境界線の長さ（単位 キロメートル）
 - D₁ 当該海域の最深部の水深（単位 メートル）
 - D₂ 当該海域と他の海域との境界における最深部の水深（単位 メートル）
- 三 第一号に掲げる湖沼又は前号に掲げる海域に流入する公共用水域

2 窒素に係る令第三条第一項第十二号の環境省令で定める場合は、窒素を含む水が工場又は事業場から次に掲げる公共用水域に排出される場合とする。

- 一 前項第一号に掲げる湖沼のうち、水の窒素含有量を水の燐含有量で除して得た値が二〇以下であり、かつ、水の燐含有量が一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以上であることその他の事由により窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となるもの
- 二 前項第二号に掲げる海域
- 三 第一号に掲げる湖沼又は前号に掲げる海域に流入する公共用水域

(法第四条の五第一項の環境省令で定める規模)

第一条の四 法第四条の五第一項の環境省令で定める規模は、一日当たりの平均的な排水水の量（以下「日平均排水量」という。）が五十立方メートルであるものとする。

(総量規制基準)

第一条の五 法第四条の五第一項の総量規制基準は、化学的酸素要求量については次に掲げる算式により定めるものとする。

$$Lc \parallel Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$$

(この式において、Lc、Cc及びQcは、それぞれ次の値を表すものとする。

- Lc 排出が許容される汚濁負荷量（単位 一日につきキログラム）
- Cc 都道府県知事が定める一定の化学的酸素要求量（単位 一リットルにつきミリグラム）
- Qc 特定排水（排出水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であつて、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいう。以下同じ。）の量（単位 一日につき立方メートル）

2 法第四条の五第二項の総量規制基準は、化学的酸素要求量については次に掲げる算式により定めるものとする。

$$Lc \parallel (Ccj \cdot Qcj + Cci \cdot Qci + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$$

(この式において、Lc、Ccj、Cci、Cco、Qcj、Qci及びQcoは、それぞれ次の値を表すものとする。

- Lc 排出が許容される汚濁負荷量（単位 一日につきキログラム）
- Ccj 都道府県知事が定める一定の化学的酸素要求量（単位 一リットルにつきミリグラム）
- Cci 都道府県知事が定める一定の化学的酸素要求量（単位 一リットルにつきミリグラム）
- Cco 都道府県知事が定める一定の化学的酸素要求量（前項の式において用いられる一定の値として定められたCcと同じ値とする。）（単位 一リットルにつきミリグラム）
- Qcj 都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量（当該都道府県知事が定める日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排水の量）（単位 一日につき立方メートル）
- Qci 都道府県知事が定める日からQcjの都道府県知事が定める日の前日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量（当該都道府県知事が定める日からQcjの都道府県知事が定める日の前日までの間に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排水の量（Qcjを除く。））（単位 一日につき立方メートル）
- Qco 特定排水の量（Qcj及びQciを除く。）（単位 一日につき立方メートル）

3 第一項に規定するCc並びに前項に規定するCcj、Cci及びCcoの値（以下この項において「Cc等の値」という。）は、環境大臣が定める業種その他の区分ごとに環境大臣が定める範囲内において、当該環境大臣が定める業種その他の区分ごとに環境大臣が定める場合にあつては、その区分。以下「化学的酸素要求量に係る業種等」という。）ごとに定められるものとする。ただし、海域及び湖沼以外の公共用水域に排水を排出する指定地域内事業場に

係る場合であつて、当該環境大臣が定める範囲内においてCc等の値を定めることが適当でない

と認められ、かつ、都道府県知事が化学的酸素要求量に係る業種等ごとにC_c等の値を別に定めるときは、この限りでない。

4 一の指定地域内事業場が二以上の化学的酸素要求量に係る業種等に属する場合における当該指定地域内事業場に係る法第四条の五第一項又は第二項の総量規制基準は、当該化学的酸素要求量に係る業種等ごとに第一項又は第二項に掲げる算式により算定した値を合計した汚濁負荷量として定めるものとする。

第一条の六 法第四条の五第一項の総量規制基準は、窒素含有量については次に掲げる算式により定めるものとする。

$$L n \times C n \cdot Q n \times 10^{-3}$$

(この式において、L_n、C_n及びQ_nは、それぞれ次の値を表すものとする。

L_n 排出が許容される汚濁負荷量(単位 一日につきキログラム)

C_n 都道府県知事が定める一定の窒素含有量(単位 リットルにつきミリグラム)

Q_n 特定排出水(排出水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であつて、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいう。以下同じ。)の量(単位 一日につき立方メートル)

2 法第四条の五第二項の総量規制基準は、窒素含有量については次に掲げる算式により定めるものとする。

$$L n \times (C n i \cdot Q n i + C n o \cdot Q n o) \times 10^{-3}$$

(この式において、L_n、C_ni、C_no、Q_ni及びQ_noは、それぞれ次の値を表すものとする。

L_n 排出が許容される汚濁負荷量(単位 一日につきキログラム)

C_ni 都道府県知事が定める一定の窒素含有量(単位 リットルにつきミリグラム)

C_no 都道府県知事が定める一定の窒素含有量(前項の式において用いられる一定の値として定められたC_nと同じ値とする。)(単位 リットルにつきミリグラム)

Q_ni 都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(当該都道府県知事が定める日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量)(単位 一日につき立方メートル)

Q_no 特定排出水の量(Q_niを除く。)(単位 一日につき立方メートル)

3 第一項に規定するC_n並びに前項に規定するC_ni及びC_noの値は、環境大臣が定める業種その他の区分ごとに環境大臣が定める範囲内において、当該環境大臣が定める業種その他の区分(都道府県知事がこれを更に区分した場合にあつては、その区分。次項において「窒素含有量に係る業種等」という。)ごとに定められるものとする。

4 一の指定地域内事業場が二以上の窒素含有量に係る業種等に属する場合における当該指定地域内事業場に係る法第四条の五第一項又は第二項の総量規制基準は、当該窒素含有量に係る業種等ごとに第一項又は第二項に掲げる算式により算定した値を合計した汚濁負荷量として定めるものとする。

第一条の七 法第四条の五第一項の総量規制基準は、りん含有量については次に掲げる算式により定めるものとする。

$$L p \times C p \cdot Q p \times 10^{-3}$$

(この式において、L_p、C_p及びQ_pは、それぞれ次の値を表すものとする。

L_p 排出が許容される汚濁負荷量(単位 一日につきキログラム)

C_p 都道府県知事が定める一定のりん含有量(単位 リットルにつきミリグラム)

Q_p 特定排出水(排出水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であつて、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいう。以下同じ。)の量(単位 一日につき立方メートル)

2 法第四条の五第二項の総量規制基準は、りん含有量については次に掲げる算式により定めるものとする。

$$L p \times (C p i \cdot Q p i + C p o \cdot Q p o) \times 10^{-3}$$

(この式において、L_p、C_pi、C_po、Q_pi及びQ_poは、それぞれ次の値を表すものとする。

L_p 排出が許容される汚濁負荷量(単位 一日につきキログラム)

C_pi 都道府県知事が定める一定のりん含有量(単位 リットルにつきミリグラム)

C_po 都道府県知事が定める一定のりん含有量(前項の式において用いられる一定の値として定められたC_pと同じ値とする。)(単位 リットルにつきミリグラム)

Q_pi 都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(当該都道府県知事が定める日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量)(単位 一日につき立方メートル)

Q_po 特定排出水の量(Q_piを除く。)(単位 一日につき立方メートル)

3 第一項に規定するC_p並びに前項に規定するC_pi及びC_poの値は、環境大臣が定める業種その他の区分ごとに環境大臣が定める範囲内において、当該環境大臣が定める業種その他の区分(都道府県知事がこれを更に区分した場合にあつては、その区分。次項において「りん含有量に係る業種等」という。)ごとに定められるものとする。

4 一の指定地域内事業場が二以上のりん含有量に係る業種等に属する場合における当該指定地域内事業場に係る法第四条の五第一項又は第二項の総量規制基準は、当該りん含有量に係る業種等ごとに第一項又は第二項に掲げる算式により算定した値を合計した汚濁負荷量として定めるものとする。

(届出書の提出部数)

第二条 法の規定による届出は、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

(特定施設等の設置の届出)

第三条 法第五条第一項第九号の環境省令で定める事項は、排出水に係る用水及び排水の系統とする。

2 法第五条第二項第八号の環境省令で定める事項は、特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統とする。

3 法第五条第三項第六号の環境省令で定める事項は、有害物質使用特定施設にあつては、その施設において製造され、使用され、又は処理される有害物質に係る用水及び排水の系統、有害物質貯蔵指定施設にあつては、その施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統とする。

4 法第五条第一項、第二項及び第三項、第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定による届出は、様式第一による届出書によつてしなければならない。

5 法第六条第三項の規定による届出は、様式第二の二による届出書によつてしなければならない。

第四条から第六条まで 削除
(有害物質を含むものとしての要件)

第六条の二 法第八条の環境省令で定める要件は、有害物質の種類ごとに環境大臣が定める方法により特定地下浸透水の有害物質による汚染状態を検定した場合において、当該有害物質が検出されることとする。

(氏名の変更等の届出)

第七条 法第十条の規定による届出は、法第五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項、同条第二項第一号若しくは第二号又は同条第三項第一号若しくは第二号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては様式第五による届出書によつて、特定施設(指定地域特定施設を含む。以下同じ。)又は有害物質貯蔵指定施設の使用の廃止に係る場合にあつては様式第六による届出書によつてしなければならない。

(承継の届出)
第八条 法第十一条第三項の規定による届出は、様式第七による届出書によつてしなければならない。

(有害物質使用特定施設等に係る構造基準等)

第八条の二 法第十二条の四の環境省令で定める基準は、次条から第八条の七までに定めるとおりとする。

(施設本体の床面及び周囲の構造等)

第八条の三 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の本体(第八条の六に規定する地下貯蔵施設を除く。以下「施設本体」という。)が設置される床面及び周囲は、有害物質を含む水の地下への浸透及び施設の外への流出を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。ただし、施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるものである場合にあつては、この限りでない。

一 次のいずれにも適合すること。
 イ 床面は、コンクリート、タイルその他の不透透性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不透透性を有する材質で被覆が施されていること。

ロ 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置(以下「防液堤等」という。)が設置されていること。
 二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(配管等の構造等)

第八条の四 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備(有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「配管等」という。)は、有害物質を含む水の漏えい若しくは地下への浸透(以下「漏えい等」という。)を防止し、又は漏えい等があつた場合に漏えい等を確認するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一 配管等を地上に設置する場合は、次のイ又はロのいずれかに適合すること。

イ 次のいずれにも適合すること。

(1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。

(2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

(3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。

ロ 有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。

二 配管等を地下に設置する場合は、次のいずれかに適合すること。

イ 次のいずれにも適合すること。

(1) トレンチの中に設置されていること。

(2) (一) のトレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不透透性を有する材料によることとし、底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不透透性を有する材質で被覆が施されていること。

ロ 次のいずれにも適合すること。

(1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。

(2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

(3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。

ハ イ又はロに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(排水溝等の構造等)

第八条の五 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水設備(有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「排水溝等」という。)は、有害物質を含む水の地下への浸透を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一 次のいずれにも適合すること。

イ 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。

ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

ハ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不透透性を有する材質で被覆が施されていること。

二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(地下貯蔵施設の構造等)

第八条の六 有害物質貯蔵指定施設のうち地下に設置されているもの(以下「地下貯蔵施設」という。)は、有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一 次のいずれにも適合すること。

イ タンク室内に設置されていること、二重殻構造であることその他の有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること。

ロ 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、地下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。

ハ 地下貯蔵施設の内側の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。

二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(使用の方法)

第八条の七 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法は、次の各号のいずれにも適合することとする。

一 次のいずれにも適合すること。

イ 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。

ロ 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。

ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。

二 前号に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を含めた管理要領が明確に定められていること。

(排出水の汚染状態の測定)

第九条 法第十四条第一項の規定による排出水又は特定地下浸透水の汚染状態の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 排出水の汚染状態の測定は、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項のうち、様式第一別紙四により届け出たもの(瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定により特定施設(法第二条第二項に規定する特定施設に限る。)

の設置の許可を受けた者にあつては瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則(昭和四十八年総理府令第六十一号)様式第一別紙四により申請したものをいい、法第五条第一項の規定に相当する鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)又

は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）の規定による法第二十三条第一項第一号、第四号又は第七号に規定する特定施設に係る許可若しくは認可を受け、又は届出をした者にあつては、当該許可若しくは認可の申請又は届出に係る書類に記載したものをいう。次号において同じ。）については一年に一回以上（旅館業（温泉（温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第二条第一項に規定する温泉をいう。）を利用するものに限る。）に属する特定事業場に係る排出水の汚染状態の測定のうち、砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物並びにふつ素及びその化合物並びに水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量に係るものについては、三年に一回以上）、その他のものについては必要に応じて行うこと。

二 前号の測定は、特定事業場の規模、排出水の汚染状態その他の事情により、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項のうち、様式第一別紙四により届け出たものについて都道府県又は令第十条に規定する市（以下この号及び第五号において「都道府県等」という。）が条例で前号に掲げる当該事項に係る測定回数より多い回数を選定したとき又はその他のものについて都道府県等が条例で測定回数を定めたときは、当該回数で行うこと。

三 前二号の測定は、排水基準の検定方法により行うこと。

四 特定地下浸透水の汚染状態の測定は、有害物質のうち様式第一別紙九により届け出たもの（法第五条第二項の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による法第二十三条第一項第一号、第四号又は第七号に規定する特定施設に係る許可若しくは認可を受け、又は届出をした者にあつては当該許可若しくは認可の申請又は届出に係る書類に記載したものをいう。次号において同じ。）については一年に一回以上、その他のものについては必要に応じて行うこと。

五 前号の測定は、特定事業場の規模、特定地下浸透水の汚染状態その他の事情により、有害物質のうち様式第一別紙九により届け出たものについて都道府県等が条例で前号に掲げる当該物質に係る測定回数より多い回数を選定したとき又はその他のものについて都道府県等が条例で測定回数を定めたときは、当該回数で行うこと。

六 前二号の測定は、第六条の二の有害物質の種類ごとに環境大臣が定める方法により行うこと。

七 測定のための試料は、測定しようとする排出水又は特定地下浸透水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取すること。

八 測定の結果は、様式第八による水質測定記録表により記録すること。ただし、計量法（平成四年法律第五十一号）第七十七条の登録を受けた者から様式第八の採水者、分析者及び測定項目の欄に記載すべき事項について証明する旨を記載した同法第一百十條の二の証明書の交付を受けた場合（同法第七七条ただし書に定める者から当該証明書に相当する書面の交付を受けた場合を含む。）にあつては、当該事項の水質測定記録表への記載を省略することができる。

九 前号の測定の結果の記録は、当該測定に伴い作成したチャートその他の資料又は前号ただし書に定める証明書（計量法第七七条ただし書に定める者から交付を受けた当該証明書に相当する書面を含む。）とともに三年間保存すること。

（排出水の汚濁負荷量の測定等）

第九條の二 法第十四条第二項の規定による排出水の汚濁負荷量の測定及びその結果の記録は、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量について次各号に定めるところにより行うものとする。

一 汚濁負荷量の測定は、環境大臣の定めるところにより、特定排出水の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に関する汚染状態及び特定排出水の量その他の汚濁負荷量の測定に必要な事項を計測し、特定排出水の日当たりの汚濁負荷量を算定することにより行うこと。

二 前号の測定は、日平均排水量が四百立方メートル以上である指定地域内事業場に係る場合に於ては排水の期間中毎日、日平均排水量が二百立方メートル以上四百立方メートル未満である指定地域内事業場に係る場合に於ては七日を超えない排水の期間ごとに一回以上、日平均

排水量が百立方メートル以上二百立方メートル未満である指定地域内事業場に係る場合に於ては十四日を超えない排水の期間ごとに一回以上、日平均排水量が五十立方メートル以上百立方メートル未満である指定地域内事業場に係る場合に於ては三十日を超えない排水の期間ごとに一回以上行うこと。ただし、指定地域内事業場の規模、排水系統の状況、排水の系統ごとの汚染状態及び量その他の事情により、これらの測定回数によることが困難と認められる場合であつて、都道府県知事が別に排水の期間を選定したときは、当該都道府県知事が定めた排水の期間ごとに行うこと。

三 測定の結果は、様式第九による汚濁負荷量測定記録表により記録し、その記録を三年間保存すること。

法第十四条第三項の規定による届出は、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量については次に掲げる事項を記載した様式第十による届出書によつてしなければならない。

一 特定排出水の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に関する汚染状態、特定排出水の量その他の汚濁負荷量の測定に必要な事項の計測方法及び計測場所

二 特定排出水の日当たりの汚濁負荷量の算定方法

三 その他汚濁負荷量の測定手法について参考となるべき事項

（点検事項及び回数）

第九條の二の二 法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設設備に関する点検は、別表第一の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第八條の三第二号、第八條の四第二号ハ、第八條の五第二号、第八條の六第二号に適合する場合は、講じられている措置に依り、適切な事項及び回数で行うものとする。

2 法第十四条第五項の規定による使用の方法に関する点検は、第八條の七第二号に規定する管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無について、一年に一回以上点検を行うものとする。

3 法第十四条第五項の規定による点検により、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る異常若しくは有害物質を含む水の漏えい等（以下「異常等」という。）が認められた場合には、直ちに補修その他の必要な措置を講ずるものとする。

（点検結果の記録及び保存）

第九條の二の三 法第十四条第五項の規定による結果の記録においては、次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 点検を行った有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設
二 点検年月日
三 点検の方法及び結果
四 点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名
五 点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

2 前項の結果の記録は、点検の日から三年間保存しなければならない。

3 法第十四条第五項の規定による点検によらず、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る異常等が確認された場合には、次に掲げる事項を記録し、これを三年間保存するよう努めるものとする。

一 異常等が確認された有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設
二 異常等を確認した年月日
三 異常等の内容
四 異常等を確認した者の氏名
五 補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

(光ディスクによる手続)

第九条の二の四 第三条第四項及び第五項、第七条、第八条並びに第九条の二第二項の規定による届出書の提出については、当該届出書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク及び様式第十の二の光ディスク提出書を提出することによつて行うことができる。

(光ディスクの構造)

第九条の二の五 前条の光ディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならぬ。
一 日本産業規格X〇六〇六及びX六二八二又はX〇六〇六及びX六二八三に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク
二 日本産業規格X〇六〇九又はX〇六一一及びX六二四八又はX六二四九に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

(地下水の水質の浄化に係る措置命令等)

第九条の三 法第十四条の三第一項又は第二項の命令は、地下水の水質の汚濁の原因となる有害物質を含む水の地下への浸透があつた特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者又は設置者であつた者及び当該浸透があつたことにより地下水の流動の状況等を勘案してその水質の浄化のための措置が必要と認められる地下水の範囲を定めて行うものとする。

2 法第十四条の三第一項の必要な限度は、地下水に含まれる有害物質の量について別表第二の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げる基準値(以下「浄化基準」という。)を超える地下水に關し、次の各号に掲げる地下水の利用等の状態に応じて当該各号に定める地点(以下「測定点」という。)において当該地下水に含まれる有害物質の量が浄化基準を超えないこととする。ただし、同項又は同条第二項の命令を二以上の特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者又は設置者であつた者に対して行う場合は、当該命令に係る地下水の測定点における測定値が浄化基準を超えないこととなるようにそれらの者の特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場における有害物質を含む水の地下への浸透が当該地下水の水質の汚濁の原因となると認められる程度に応じて定められる当該地下水に含まれる有害物質の量の削減目標(以下単に「削減目標」という。)を達成することとする。

一 人の飲用に供せられ、又は供せられることが確実である場合(第二号から第四号までに掲げるものを除く。) 井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口
二 水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第三条第二項に規定する水道事業(同条第五項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。)、同条第四項に規定する水道用水供給事業又は同条第六項に規定する専用水道のための原水として取水施設より取り入れられ、又は取り入れられることが確実である場合 原水の取水施設の取水口

三 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第四十条第一項に規定する都道府県地域防災計画等に基づき災害時において人の飲用に供せられる水の水源とされている場合 井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口
四 水質環境基準(有害物質に該当する物質に係るものに限る。)が確保されない公共用水域の水質の汚濁の主たる原因となり、又は原因となることが確実である場合 地下水の公共用水域へのゆう出口に近接する井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

3 法第十四条の三第一項の相当の期限は、第一項に規定する地下水の範囲、地下水の水質の汚濁の程度、地下水の水質の浄化のための措置に係る特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者又は設置者であつた者の技術的又は経済的能力その他の事項を勘案して、人の健康を保護する観点から合理的な範囲内で定めるものとする。

4 第一項に規定する命令は、同項に規定する地下水の範囲、達成すべき浄化基準(同項の命令を二以上の特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者又は設置者であつた者に対して行う場合にあつては、削減目標)、相当の期限その他必要な事項を記載した文書により、当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者又は設置者であつた者に対して行うものとする。

第九条の四 前条第二項に規定する浄化基準及び削減目標は、環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値によるものとする。

(都道府県知事が行う常時監視)

第九条の五 法第十五条第一項の規定により都道府県知事が行う常時監視は、各都道府県における公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を的確に把握できる地点において、その状況を継続的に測定することにより行うものとする。

2 法第十五条第二項の規定により都道府県知事が行う結果の報告は、毎年度、前項の規定による常時監視の結果を取りまとめ、環境大臣の定める日までに、環境大臣に提出することにより行うものとする。

(環境大臣が行う常時監視)

第九条の六 法第十五条第三項の規定により環境大臣が行う常時監視は、放射性物質の濃度を測定することにより行うものとする。

2 法第十五条第三項の環境省令で定める放射性物質は、公共用水域の水中及び地下水の放射性物質とする。

(結果の公表)

第九条の七 法第十七条第一項の規定により都道府県知事が行う公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 法第十七条第二項の規定により環境大臣が行う放射性物質による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(緊急時の措置)

第十条 法第十八条の規定による命令は、とるべき措置の内容その他必要な事項を記載した文書により行なうものとする。

(立入検査の身分証明書)

第十一条 法第二十二條第四項の証明書の様式は、様式第十一のとおりとする。ただし、環境省の職員が立入検査をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。

(権限の委任)

第十二条 法第二十二條第一項及び第二項並びに第二十四條第一項に規定する環境大臣の権限は、地方環境事務所に委任する。ただし、法第二十二條第一項及び第二項に規定する権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

第十三条 法第二十八條第二項の環境省令で定める事項は、次に掲げる事項のうち、指定地域内の特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場に係るものとする。

一 法第五条、第六条、第七条、第十条、第十一条第三項及び第十四条第三項の規定による届出の内容
二 法第二十三條第二項の規定による通知の内容

附則 この命令は、法の施行の日(昭和四十六年六月二十四日)から施行する。

附則 (昭和四十六年七月一日総理府令第四一〇号)
この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十九年十一月十九日総理府令第六九号)
この府令は、昭和四十九年十二月一日から施行する。

附則 (昭和五一年一月三〇日総理府令第二二〇号)
この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五四年五月一五日総理府令第三〇号)
この府令は、瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(昭和五十四年六月十二日)から施行する。

2 改正法附則第三条第一項及び瀬戸内海環境保全臨時措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令附則第三条の規定による届出は、改正後の水質汚濁防止法施行規則様式第二又は様式第二の二の例による届出書によつてしなければならない。

3 改正後の水質汚濁防止法施行規則第三条第三項の規定は、前項の届出書の記載について準用する。

4 附則第二項の届出書を受理した改正法による改正後の瀬戸内海環境保全特別措置法第二十二條第一項及び改正法による改正後の水質汚濁防止法第二十八條第一項の政令で定める市の長は、当該届出書の内容を府県知事に通知しなければならない。

附 則 (昭和六〇年五月二七日総理府令第一九号)
この府令は、昭和六十年七月十五日から施行する。

附 則 (昭和六一年二月一〇日総理府令第六七号)
この府令は、公布の日から施行する。

1 この府令は、公布の日から施行する。

2 この府令による改正後の水質汚濁防止法施行規則第一條の五第二項の規定によりQjの都道府県知事が定める日が定められるまでの間における同項の規定の適用については、同項中「Qj」都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(当該都道府県知事が定める日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量)は「Qj」とし、「Qi」都道府県知事が定める日からQjの都道府県知事が定める日の前日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(当該都道府県知事が定める日から当該Qjの都道府県知事が定める日の前日までの間に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量)は「Qi」都道府県知事が定める日の前日までの間に設置される日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(当該都道府県知事が定める日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量)とする。

附 則 (平成元年八月二二日総理府令第四七号)
この府令は、平成元年十月一日から施行する。

1 この府令は、平成元年十月一日から施行する。

2 水質汚濁防止法の一部を改正する法律附則第二條第一項の規定による届出は、改正後の水質汚濁防止法施行規則様式第二の例による届出書によつてしなければならない。

3 改正後の水質汚濁防止法施行規則第三條第五項の規定は、前項の届出書の記載について準用する。

附 則 (平成二年九月二〇日総理府令第四五号)
この総理府令は、平成二年九月二二日から施行する。

附 則 (平成五年八月二七日総理府令第三九号)
この府令は、平成五年十月一日から施行する。

附 則 (平成五年一〇月二九日総理府令第四九号)
この府令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 (平成八年三月二九日総理府令第七号)
(施行期日)
この府令は、公布の日から施行する。

1 この府令は、公布の日から施行する。

2 この府令による改正後の大気汚染防止法施行規則様式第四及び様式第六、水質汚濁防止法施行規則様式第五、騒音規制法施行規則様式第六、振動規制法施行規則様式第六、湖沼水質保全特別措置法施行規則様式第四並びに特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則様式第八による届出書は、当分の間、なお従前の様式によることができる。

(罰則に関する経過措置)

3 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成八年七月五日総理府令第三八号)
この府令は、水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成八年法律第五十八号)の施行の日(平成九年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一〇年三月三一日総理府令第一〇号)
この府令は、平成十年十月一日から施行する。

2 この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式第一から様式第三までの様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成一一年三月三一日総理府令第二六号)
この府令は、平成十一年十月一日から施行する。

2 この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成二二年二月八日総理府令第七号) 抄
(施行期日)
この府令は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三條中水質汚濁防止法施行規則様式第一の改正規定、第六條中悪臭防止法施行規則目次の改正規定、第七條中瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則様式第一及び様式第二の改正規定、第九條中湖沼水質保全特別措置法施行規則第三條及び第十一條の改正規定並びに第十一條中特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第八條及び第十五條の改正規定 公布の日

(水質汚濁防止法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二條 この府令の施行の際現にある第三條の規定による改正前の水質汚濁防止法施行規則様式第一の別紙三及び別紙四による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成二二年八月二四日総理府令第九四号) 抄
この府令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

1 この府令は、平成十三年七月一日から施行する。

附 則 (平成一三年六月一三日環境省令第二〇号)
この省令は、平成十三年七月一日から施行する。

附 則 (平成一三年一二月二八日環境省令第三七号)
この省令は、平成十三年十二月一日から施行する。

附 則 (平成一七年九月二〇日環境省令第二〇号)
(施行期日)
この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

第一條 この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

第二條 この省令の施行前に環境大臣が法令の規定によりした登録その他の処分又は通知その他の行為(この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下「処分等」という。)は、相当の地方環境事務所長がした処分等とみなす。この省令の施行前に法令の規定により環境大臣に対してした申請、届出その他の行為(この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下「申請等」という。)は、相当の地方環境事務所長に対してした申請等とみなす。

2 この省令の施行前に法令の規定により環境大臣に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項(この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。)で、この省令の施行前にその手続がされていないものについては、これを、当該法令の規定により地方環境事務所長に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、当該法令の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第三條 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年四月二〇日環境省令第一二号)
(施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。

第一條 この省令は、公布の日から施行する。

第二條 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成二十三年三月一六日環境省令第三号)

(施行期日)

第一条 この省令は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成二十二年法律第三十一号)の施行の日(平成二十三年四月一日)から施行する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前に交付されたこの省令による改正前の大気汚染防止法施行規則様式第八による証明書及びこの省令による改正前の水質汚濁防止法施行規則様式第十一による証明書は、その有効期間内においては、この省令による改正後の大気汚染防止法施行規則及びこの省令による改正後の水質汚濁防止法施行規則による証明書とみなす。

附 則 (平成二十三年一〇月二八日環境省令第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年十一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十四年三月二七日環境省令第三号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年六月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に設置されている有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設(設置の工事がされているものを含む。)のうちこの省令による改正後の水質汚濁防止法施行規則(以下「新規規則」という。)第八条の二から第八条の七までに規定する基準に適合しない部分がある場合には、当該施設のうち基準に適合しない部分については、新規規則第八条の二から第八条の七までの規定は、附則第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項に定める基準に適合する場合を除き、平成二十七年五月三十一日までは適用しない。

第三条 施設本体(この省令の施行の際現に存するものに限り)が設置されている床面及び周囲のうち新規規則第八条の三に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該床面及び周囲が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。

- 一 次のいずれにも適合すること。
- イ 施設本体が床面に接して設置され、かつ、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が新規規則第八条の三第一号イの基準に適合しない場合であつて、施設本体の下部以外の床面及び周囲について新規規則第八条の三に規定する基準に適合すること。
- ロ 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、漏えい等を検知するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。

二 施設本体が、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるよう床面から離して設置され、かつ、施設本体の下部の床面が新規規則第八条の三第一号イの基準に適合しない場合であつて、施設本体の下部以外の床面及び周囲について新規規則第八条の三に規定する基準に適合すること。

2 前項の場合において、水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十一号)による改正後の水質汚濁防止法(以下「新法」という。)第十四条第五項の規定による点検は、新規規則表第一の一の項から三の項までの規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。

有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数
一 施設本体が設置される床面及び周囲	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 防液堤等のひび割れその他の異常の有無	一年に一回以上
二 施設本体	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一年に一回以上
第四条 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続している配管等(この省令の施行の際現に存するものに限り)のうち新規規則第八条の四に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該配管等が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。		
一 配管等を地上に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように設置されていること。		
二 配管等を地下に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、次のいずれかに適合すること。		
イ トレンチの中に設置されていること。		
ロ 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。		
ハ イ又はロと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。		
2 前項の場合において、新法第十四条第五項の規定による点検は、新規規則表第一の一の項から六の項までの規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、前項第二号ハに適合する場合は、講じられた措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。		
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設に接続している配管等	点検を行う事項	点検の回数
一 配管等(地上に設置されている場合に限る)	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	六月に一回以上
	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	六月に一回以上
	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	六月に一回以上
二 配管等(地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合に限る。)	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	六月に一回以上
	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	六月に一回以上
	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	六月に一回以上

<p>五 地下貯蔵施設</p>	<p>方法による排水溝等からの有害から有害物質を含む水の地下への浸透の有無 の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。</p>
-----------------	--

地下貯蔵施設の内部の気体の圧一年に一回以上。ただし、地下貯蔵施設の内部力若しくは水の水位の変動の確の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の認又はこれと同等以上の方法に方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含むよる地下貯蔵施設からの有害物質の漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。

2 附則第二条に規定する施設のうち新規則第八条の七第二号に定める管理要領が定められていないものに係る新法第十四条第五項の規定による使用の方法に係る点検については、この省令の施行の日から平成二十七年五月三十一日までの間は、新規則第九条の二の二第二項中「第八条の七第一項第二号に規定する管理要領からの逸脱の有無及びこれ」とあるのは「有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る作業」とする。

第九條 水質汚濁防止法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出は、新規則様式第一の例による届出書を提出して行うものとする。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成二十四年五月二三日環境省令第一四号）
この省令は、平成二十四年五月二十五日から施行する。

附則（平成二十五年二月一九日環境省令第二四号）
この省令は、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二十五年十二月二十日）から施行する。

附則（平成二十六年一月四日環境省令第三〇号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十六年十二月一日から施行する。

（経過措置）
第四条 この省令の施行前にした行為及び前条においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十七年九月一八日環境省令第三三号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十七年十月二十一日から施行する。

（経過措置）
第三条 この省令の施行前にした行為及び前条においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和二年三月三〇日環境省令第九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年二月二八日環境省令第三一号）
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年三月二五日環境省令第三号）
（施行期日）

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。
（経過措置）
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和六年一月二五日環境省令第四号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）
第四条 この省令の施行前にした行為及び前条においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和六年四月一日環境省令第一七号）抄
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）
第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前又は廃止前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第一（第九条の二の二関係）
有害物質使用特定施設点検を行う事項
設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設定

一 施設本体が設置床面のひび割れ、被さされる床面及び周囲覆の損傷その他の異（第八条の三ただし書中の有無）

二 施設本体が設置床の下への有害物質（第八条の三ただし書中の有無）

三 施設本体
施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無

四 配管等（地上に設置されている場合）
配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無

施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無

点検の回数

一年に一回以上
一年に一回以上
一年に一回以上
一年に一回以上

様式第1 (第3条関係) (表面) (平10総府令10・改正、平11総府令26・平12総府令7・平13環
省令37・平24環省令3・令2環省令9・令2環省令31・一部改正)

特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置(使用、変更)届出書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法
人にあつてはその代表者の氏名

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項(第6条第1項又は第2項、第7条)の規定により、特定施設(有害物質貯蔵指定施設)について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種別		※施設番号	
有害物質使用特定施設 の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果	
△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備 考	
△特定施設の設備 (有害物質使用特 定施設の場合に限 る。)	別紙1の2のと おり。		
△特定施設の使用の 方法	別紙2のとおり。		
△汚水等の処理の方 法	別紙3のとおり。		
△排水水の汚染状態 及び量	別紙4のとおり。		
△排水水の排水系統 別の汚染状態及び 量	別紙5のとおり。		
△排水水に係る用水 及び排水の系統	別紙6のとおり。		

有害物質使用特定施 設の種別			
△有害物質使用特定 施設の構造	別紙7のとおり。		
△有害物質使用特定 施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
△汚水等の処理の方 法	別紙9のとおり。		
△特定地下浸透水の 浸透の方法	別紙10のとおり。		
△特定地下浸透水に 係る用水及び排水 の系統	別紙11のとおり。		

様式第1 (第3条関係) (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称(指定地域特定施設にあつては、名称)を記載すること。
- 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
- 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当

する施設にレ印を記入すること。

- 4 △印の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 5 ※印の欄には、記載しないこと。
- 6 排水の排出系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
- 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

別紙1

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号		
特定施設番号及び名称		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

別紙1の2

特定施設の設備

工場又は事業場における施設番号		
特定施設番号及び名称		
設 備		
構 造		
主 要 寸 法		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。

2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

別紙 2

特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号					
特定施設番号及び名称					
設置場所					
操業の系統					
使用時間間隔					
1日当たりの使用時間					
使用の季節的変動					
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量					
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
汚水等の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
その他参考となるべき事項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

別紙 3

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号							
処理施設の設置場所							
設置年月日		年	月	日	年	月	日
工事着手予定年月日		年	月	日	年	月	日
工事完成予定年月日		年	月	日	年	月	日
使用開始予定年月日		年	月	日	年	月	日
種類及び型式							
構造							
主要寸法							
能力							
処理の方式							
処理の系統							
集水及び導水の方法							
使用時間間隔							
1日当たりの使用時間							
使用の季節変動							
消耗資材の1日当たりの用途別使用量							
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通常	最大	通常	最大	通常	最大
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
量 (m ³ /日)							
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法							

排水の排出方法		
その他参考となるべき事項		

- 備考 1 汚水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。
 2 排水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

別紙 4

排水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号									
種類・項目	排水の汚染状態	通常	最大	通常	最大				
排水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大				
その他参考となるべき事項									

- 備考 排水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

別紙 5

排水水の排水系統別の汚染状態及び量

特 定 排 出 水	業種 その他 の 区 分	汚 染 状 態 (ng/l)		水 量 (m ³ /日)			汚 濁 負 荷 量 (kg/日)		※		
		通常	最大	通常	最大	Q _{co}	Q _{ci}	Q _{cj}		通常	最大
	合計										
特 定 排 出 水 以 外 の 排 出 水	種 類 及 び 用 途	汚 染 状 態 (ng/l)		水 量 (m ³ /日)		汚 濁 負 荷 量 (kg/日)					
		通常	最大	通常	最大	通常	最大				
	合計										
その な る べ き 事 と 項											

- 備考
- 1 本紙の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。
 - 2 指定項目の別の項、汚染状態の項及び汚濁負荷量の項には、指定項目について記載すること。
 - 3 窒素含有量について記載する場合には、「Q_{co}」を「Q_{no}」と、「Q_{ci}」を「Q_{ni}」と読み替え、Q_{cj}の項には記載しないこと。
 - 4 リン含有量について記載する場合には、「Q_{co}」を「Q_{po}」と、「Q_{ci}」を「Q_{pi}」と読み替え、Q_{cj}の項には記載しないこと。
 - 5 ※印の欄には記載しないこと。

別紙 6

用水及び排水の系統

用水及び排水の系統			
用途別用水使用量	用 途	使 用 水	用水使用量(m ³ /日)

別紙 7

有害物質使用特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号		
特定施設番号及び名称		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

別紙 8

有害物質使用特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		
特定施設番号及び名称		
設 置 場 所		
操 業 の 系 統		
使 用 時 間 間 隔		
1日当たりの使用時間		
使用の季節的変動		
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量		
汚水等の汚染状態	種 類	通 常 最 大 通 常 最 大
汚 水 等 の 量 (m ³ /日)	通 常 最 大 通 常 最 大	
その他参考となるべき事項		

備考 汚水等の汚染状態の欄には、有害物質による汚染状態について記載すること。

別紙9

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号							
処理施設の設置場所							
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日				
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日				
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日				
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日				
種 類 及 び 型 式							
構 造							
主 要 寸 法							
能 力							
処 理 の 方 式							
処 理 の 系 統							
集水及び導水の方法							
使用時間間隔							
1日当たりの使用時間							
使用の季節変動							
消耗資材の1日当たりの用途別使用量							
汚水等の汚染状態及び量	種 類	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
量 (m ³ /日)							
残さの種類、1月間の総量及び処理方法							

その他参考となるべき事項	
--------------	--

備考 汚水等の汚染状態の欄には、有害物質による汚染状態について記載すること。

別紙10

特定地下浸透水の浸透の方法

浸透施設の位置									
浸透施設の数									
浸透 量 (m ³ /日)	工場又は事業場における施設番号								
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
その他参考となるべき事項									

別紙11

特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統

用水及び排水の系統				
用途別用水使用量	用途	使用	水	用水使用量(m ³ /日)

別紙 12

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号		
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
床 面 及 び 周 囲		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

別紙 13

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号		
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別		
設 備		
構 造		
主 要 寸 法		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

別紙 14

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別		
設 置 場 所		
操 業 の 系 統		
使 用 時 間 間 隔		
1日当たりの使用時間		
原材料（溶剤資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量（有害物質使用特定施設の場合に限る。）		
貯蔵する有害物質の種類（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）		
その他参考となるべき事項		

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

別紙 15

用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）	用 途	使 用 水	用水使用量 (m ³ /日)

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないこと。

様式第2の2(第3条関係)

排水水の排水系統別の汚染状態及び量の届出書

年 月 日

都道府県知事
(市長) 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

水質汚濁防止法第6条第3項の規定により、排水水の排水系統別の汚染状態及び量について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
△排水水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙のとおり。	※審査結果	
		※備考	

備考 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。

2 ※印の欄には、記載しないこと。

3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

別紙

排水水の排水系統別の汚染状態及び量

特定排水水	業種 その他の 区分	汚染状態 (mg/l)		水 量 (m ³ /日)			汚濁負荷量 (kg/日)		※		
		通常	最大	通常	最大	Qco	Qci	Qcj		通常	最大
	合計										
特定排水水以外の排水水	種類 及び 用途	汚染状態 (mg/l)		水 量 (m ³ /日)		汚濁負荷量 (kg/日)		/			
		通常	最大	通常	最大	通常	最大				
	合計										
その他の参考事項											

備考 1 本紙の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。

2 指定項目の別の項、汚染状態の項及び汚濁負荷量の項には、指定項目について記載すること。

3 窒素含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qno」と、「Qci」を「Qni」と読み替え、Qcjの項には記載しないこと。

4 リン含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qpo」と、「Qci」を「Qpi」と読み替え、Qcjの項には記載しないこと。

5 ※印の欄には記載しないこと。

様式第5 (第7条関係) (昭54総府令30・平5総府令49・平8総府令7・平11総府令26・令3 様
省令9・令2 様省令31・一部改正)

氏名等変更届出書

年 月 日

都道府県知事
(市長) 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法
人にあつてはその代表者の氏名

氏名(名称、住所、所在地)に変更があつたので、水質汚濁防止法第10条の規
定により、次のとおり届け出ます。

変更の 内容	変更前		※整理番号	
	変更後		※受理年月 日	年 月 日
変更年月日	年 月 日	※施設番号		
変更の理由		※備 考		

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第6 (第7条関係) (昭54総府令30・平5総府令49・平11総府令26・平24様省令3・令3 様
省令9・令2 様省令31・一部改正)

特定施設(有害物質貯蔵指定施設)使用廃止届出書

年 月 日

都道府県知事
(市長) 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法
人にあつてはその代表者の氏名

特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の使用を廃止したので、水質汚濁防止法第
10条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月 日	年 月 日
特定施設の種別		※施設番号	
特定施設又は有害物質貯蔵指定 施設の設置場所		※備 考	
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

- 備考 1 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による届出のあつた施設の使用
廃止の届出である場合には、特定施設の種別の欄には記載しないこ
と。
2 ※印の欄には、記載しないこと。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第7 (第8条関係) (昭54総府令30・平5総府令49・平11総府令26・平24環省令3・令2環省令9・令3環省令21・一部改正)

承 継 届 出 書

年 月 日

都道府県知事
(市 長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

特定施設(有害物質貯蔵指定施設)に係る届出者の地位を承継したので、水質汚濁防止法第11条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種別		※施設番号	
特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所		※備 考	
承 継 の 年 月 日	年 月 日		
被承継者	氏名又は名称		
	住 所		
承 継 の 原 因			

- 備考 1 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による届出のあつた施設の承継の届出である場合には、特定施設の種類の欄には記載しないこと。
 2 ※印の欄には、記載しないこと。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第8 (第9条関係) (平成総府令47・全文)

水 質 測 定 記 録 表

排水水の汚染状態(特定地下浸透水の汚染状態)

測定年月日及び時刻	測定場所名称	排水量(m ³ /日)	特定施設の使用状況	採水者	分析者	測定項目			備考

- 備考 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。
 2 排水水の汚染状態及び特定地下浸透水の汚染状態は、分けて記載すること。

様式第10の2(第9条の2の4関係)

光ディスク提出書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

水質汚濁防止法第 条第 項の規定による届出に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスクを以下のとおり提出します。
本提出書に添付されている光ディスクに記録された事項は、事実に相違ありません。

1. 光ディスクに記録された事項
2. 光ディスクと併せて提出される書類

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 法令の条項については、当該届出の根拠条項を記載すること。
3 「光ディスクに記録された事項」の欄には、光ディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の光ディスクを提出するときは、光ディスクに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
4 「光ディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該届出の際に本提出書に添付されている光ディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

様式第11(第11条関係)

表 面	
12センチメートル	
第 号	8センチメートル
水質汚濁防止法第22条第4項の規定による身分証明書	
写	職名及び氏名
	年 月 日生
	年 月 日発行
真	年 月 日限り有効
	都道府県知事 (市長) 印
裏 面	

水質汚濁防止法第22条第4項の規定による身分証明書

第22条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場の設置者若しくは設置者であった者に対し、特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の状態、汚水等の処理の方法その他必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、その者の特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場に立ち入り、特定施設、有害物質貯蔵指定施設その他の物件を検査させることができる。

3 前2項の規定による環境大臣による報告の徴収又はその職員による立入検査は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。

4 第1項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第28条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務(第4条の3第1項、第4条の5第1項及び第2項、第14条の6第1項、第14条の9第6項並びに第16条第1項に規定する事務を除く。)の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市(特別区を含む。次項において同じ。)の長が行うこととすることができる。

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

四 第22条第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者